

奨学のための給付金 (早期給付)



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっちゃん」



申請のしおり

給付金年額のうち4～6月分の早期給付を希望する場合は、指定する日までに申請書類を学校へ提出してください。

1 奨学のための給付金とは

- 授業料以外の教育費を支援する制度です。【返還不要】
- 給付を希望する場合は、申請書類の提出が必要です。
(希望しない方は、提出する必要はありません。)

2 給付額

給付額は世帯状況により変わります。

課程	世帯状況	給付額
全日制 定時制	生活保護（生業扶助）受給世帯	8,075 円 (年額 32,300 円)
	市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯・ 家計急変世帯	35,925 円 (年額 143,700 円)
通信制	生活保護（生業扶助）受給世帯	8,075 円 (年額 32,300 円)
	市町村民税道府県民税所得割額非課税世帯・ 家計急変世帯	12,625 円 (年額 50,500 円)

※今後、国の制度変更により受給要件等に変更があった場合は、在籍する学校や埼玉県のホームページ等を通じてお知らせします。

お問い合わせ

- ① 生徒が在学している学校
または
- ② 埼玉県教育局教育総務部 財務課 授業料・奨学金担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-8855 (コールセンター)

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金

検索



3 対象となる方

次の(1)～(3)の要件を基準日(令和8年4月1日)現在ですべて満たしている必要があります。

(1)「高等学校等就学支援金」の支給を受ける資格を有している(又は「学び直しへの支援」の受給を受けている)生徒(以下「生徒」という。)がいる世帯

(2)生活保護を受給している世帯、又は市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円(非課税)の世帯

(家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が0円(非課税)に相当する世帯を含む。)

(3)保護者(親権者)が埼玉県内に住所を有している世帯

<留意点>

- 生徒が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費(見学旅行費又は特別育成費)が支給されている場合は、この制度の対象となりません。
- 保護者(親権者)が令和7年1月1日時点で海外にあり、住民税が課税されていない場合は、この制度の対象となりません(家計急変世帯を除く。)
- 保護者(親権者)が埼玉県外に居住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

4 必要な手続き

(1) 申請方法

「(2)申請書類」にある必要な書類を期日までに、学校へ提出してください。
※ 提出期限については、お通りの学校にお問い合わせ・ご相談ください。

～埼玉県在住で県外の学校へお通りの方の提出先～

- ◇ 千葉、群馬、栃木、茨城県内の公立高校に在学されている方は、お通りの学校からの案内に従ってご提出ください。
- ◇ 上記以外の公立高校に在学している場合、埼玉県教育局へご提出ください。

(2) 申請書類 (○:必ず必要、△:必要な世帯もある、-:不要)

世帯の状況*に該当する申請書類をご確認ください。

生徒が通う学校	世帯の状況*	参照ページ	申請書	振込口座届	扶養誓約書	在学証明書	所得等確認書類	生業扶助受給証明	家計状況確認書類	国籍等確認書類
埼玉県内の ・ 県立高校 ・ 市立高校	A.生活保護受給世帯	P4	○	○	-	-	△	○	-	-
	B.非課税世帯	P5	○	○	-	-	○	-	-	-
	C.家計急変世帯	P7	○	○	△	-	○	-	○	-
・ 国立高校 ・ 埼玉県外の国公立高校	A.生活保護受給世帯	P4	○	○	-	○	△	○	-	○
	B.非課税世帯	P5	○	○	-	○	○	-	-	○
	C.家計急変世帯	P7	○	○	△	○	○	-	○	○

*世帯の状況は、以下の日付時点、又は期間で該当するか判断します。

- 生活保護受給世帯 R8.4.1 時点
- 非課税世帯 R6.1.1～R6.12.31 の収入状況
- 家計急変世帯 R8.4.1 以前の家計急変

※埼玉県内の県立高校に在学している生徒で、所得等確認書類として保護者等の個人番号を提出した場合は、授業料等減免事務において税額照会のためにその個人番号を使用することがあります。

※「国籍等確認書類」については、以下の表を参考にしてください。

国籍・在留資格等	添付書類 （“○” いずれか一つの書類を提出（“●” は必須））
・日本国籍	●住民票の写し
・特別永住者	○特別永住者証明書の写し ○住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの）
・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者*1	○在留カードの写し ○住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの）
・家族滞在	○在留カードの写し ○住民票の写し（国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの） ●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

【R8.4.1 現在】

A. 生活保護（生業扶助）世帯の方が提出するもの

※生活保護を受給している場合は必ずこの世帯として申請を行います。

全員必要

① **申請書**（埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書）

➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」（12～13ページ）を参照してください。

全員必要

② **振込口座届**（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」）

➤ 通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。

※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。

（生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。）

③又は④のどちらかを提出してください。

③ **福祉事務所で証明された「生活保護受給証明書」
または「生業扶助受給証明書」**（様式第6号）

➤ 令和8年4月1日以降に福祉事務所で証明を受けたものを提出してください。

➤ 様式第6号については、在学する学校へご連絡ください。

④ **所得等確認書類**

➤ 「個人番号貼付台紙」に生徒本人の個人番号カード（写）の裏面を貼り付けてください。

※ 個人番号カード（写）等を提出した場合でも、生業扶助の受給状況が確認できなかった場合は、後日、生業扶助受給証明書等の提出をお願いすることがあります。

※ 提出する際、保護者等が持参又は郵送する場合及びマイナンバーの利用目的については6ページを参照してください。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

⑤ **生徒本人の在学証明書**

➤ 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。

※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

国立高校または埼玉県外の高校等に通学の方のみ 提出

⑥ **生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等の確認に係る書類**

➤ 埼玉県外または国立高校等に在学している方のみ提出してください。

※ 在留資格に応じて提出書類が異なる場合があります。（3ページ参照）

B. 非課税世帯の方が提出するもの

全員必要

- ① **申請書**（埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書）
- 記入方法は、世帯別の「記入例」（12、14ページ）を参照してください。

全員必要

- ② **振込口座届**（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」）
- **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。**
 - ※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。
（生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。）

全員必要

- ③ **所得等確認書類**
- 「個人番号貼付台紙」に保護者等の個人番号カード（写）の**裏面**を貼り付けてください。
 - ※ 個人番号カード（写）等を提出した場合でも、税額が確認できなかった場合は、後日、課税証明書等の提出をお願いすることがあります。
 - ※ 確定申告等の税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。
 - ※ 提出する際、保護者等が持参又は郵送する場合及びマイナンバーの利用目的については6ページを参照してください。

埼玉県外に通学する方のみ 提出

- ④ **生徒本人の在学証明書**
- 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
 - ※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

国立高校または埼玉県外の高校等に通学の方のみ 提出

- ⑤ **生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等の確認に係る書類**
- 埼玉県外または国立高校等に在学している方のみ提出してください。
 - ※ 在留資格に応じて提出書類が異なる場合があります。（3ページ参照）

＜保護者等が個人番号カード（写）等を直接、持参又は郵送する場合＞

保護者等の身元確認ができる書類を提示又は提出する必要があります。（生徒が学校へ持参する場合は不要です。）

- ・ 持参する場合 → 書類を提出する際に、身元確認ができる書類を提示してください。
- ・ 郵送する場合 → 身元確認ができる書類の写しを申請書類と併せて提出してください。

	保護者等の身元確認ができる書類 ※ 生徒の確認書類は不要です。
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
マイナンバーカードをお持ちでない方	<p>顔写真付の身分を証明する書類（次の①～⑤の書類から1点）</p> <p>※有効期限内であるものに限る。</p> <p>① 運転免許証又は運転経歴証明書</p> <p>② 旅券（パスポート）</p> <p>③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳</p> <p>④ 在留カード、特別永住者証明書</p> <p>⑤ 本人の写真の表示のある身分証明書等で個人識別事項の記載があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、戦傷病者手帳 ・ 顔写真付き資格証明書 <p>例：船員手帳／海技免状／狩猟・空気銃所持許可証／宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）／電気工事士免状／無線従事者免許証／認定電気工事従事者認定証／特種電気工事資格者認定証／耐空検査員の証／航空従事者技能証明書／運航管理者技能検定合格証明書／動力車操縦者運転免許証／教習資格認定証／検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等</p> <p>※ ①～⑤の書類をお持ちでない場合は以下の書類から2点 資格確認証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p>

＜マイナンバーの利用目的＞

マイナンバー（個人番号）は、国公立高等学校等奨学のための給付金の審査（市町村民税所得割額、道府県民税所得割額及び生業扶助受給の有無の確認）に使用します。

また、埼玉県内の県立高校及び市立高校に在学している場合は、次の申請をする際にも、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・ 新修学支援補助金申請
- ・ 高等学校の授業料及び入学料の減免申請
- ・ 高等学校専攻科修学支援金の支給申請
- ・ 専攻科の生徒への奨学のための給付金の支給申請

※家庭状況等の都合により、マイナンバーによる税額照会に不利益が生じる方はご相談ください。

C. 家計急変世帯の方が提出するもの

全員必要

① **申請書**（埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書）

▶ 記入方法は、世帯別の「記入例」（12、15ページ）を参照してください。

全員必要

② **振込口座届**（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届」）

▶ 通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。

※ 生徒本人、又は、保護者の口座を指定してください。

（生徒又は保護者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。）

全員必要

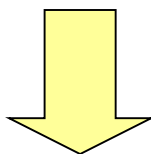
③ **令和7年度(6年分) 課税証明書等**

▶ 保護者全員分の令和7年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が記載されている書類(以下 a~c のいずれか)を提出してください。

提出書類 (いずれか1つ)	取得方法
a 令和7年度課税証明書	市町村役場の窓口で取得できます。
b 令和7年度 特別徴収税額決定(変更)通知書	主に会社員の方へ毎年6月頃勤務先を通じて配布されます。
c 令和7年度納税通知書	自営業者や住民税を直接納付している方へ市町村から送付されます。

【提出する上での留意点】

- 証明書類等は、原則保護者（親権者）全員分が必要です。
⇒ 控除対象配偶者分の省略はできません。（例：父母がいる場合は父と母の両方分）
- やむを得ず、書類の提出が困難な場合は、学校へご相談ください。
- 「a 課税証明書」について
⇒ 写しを提出する場合は、記載された部分が切れないように写しを取ってください。
（確認箇所：氏名・年度・市町村民税所得割・道府県民税所得割）
⇒ 確定申告が必要な方は、申告を済ませた後の証明書をご提出ください。



次ページに続く

全員必要

④ 家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

- 非課税ではない保護者全員分の書類(以下 a～c のいずれか)を提出してください。

家計急変の事由		必要書類	具体例
a	給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ R8.1～3月分の給与明細書の写し ➤ 給与支払者による給与支払(見込)証明書(18ページ参照) ➤ 事業所得証明書(19ページ参照) ➤ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等
b	離職・破産	無職・無収入を証明する書類 ※ 定年退職等は家計急変事由の対象外	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 退職票 ➤ 廃業等届出 ➤ 罹災証明書 ➤ 雇用保険受給資格者証 ➤ 退職証明書 ➤ 解雇通告書 ➤ 破産宣告通知書 ➤ 非課税証明書 等
c	離別・死別(R7.1.1～R8.4.1間に発生したものに限り)	①離別・死別を証明する書類 及び ②家計急変後の収入を証明する書類	①離別・死別を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 離婚届受理証明書 ➤ 戸籍謄本 ➤ 死亡診断書 等 及び ②R8.1～3月分の給与明細書の写し

該当する場合のみ 提出

⑤ 扶養誓約書 (17ページ参照)

- 離婚・死別で申請する場合は、提出してください。
- 給与・所得の減少の場合において、課税証明書等で扶養親族数が確認できない場合は、提出してください。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

⑥ 生徒本人の在学証明書

- 埼玉県外の学校に在学している場合のみ提出してください。
 ※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

国立高校または埼玉県外の高校等に通学の方のみ 提出

⑦ 生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等の確認に係る書類

- 埼玉県外または国立高校等に在学している方のみ提出してください。
 ※ 在留資格に応じて提出書類が異なる場合があります。(3ページ参照)

5 給付（振込）先

給付金振込口座届（様式第5号）で指定した口座に振り込みます。

※ 振込口座名義が保護者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。

「委任状」が必要な場合は、在学する学校へご連絡ください。

6 申請・給付時期

➤ 令和8年7月末以降に、指定した口座に振り込みます。

※ 申請書の提出が遅れた場合や、提出書類に不備がある場合など、審査状況によって給付時期が遅れる可能性があります。

➤ 申請と給付の時期については、下部の図を参考にしてください。

【早期給付】

給付金の年額の1/4（4月～6月分）を新入生の入学時に、前倒し給付するものです。

➤ 令和7年度の税額等で受給の可否を審査します。

➤ 残りの年額の3/4（7月～翌年3月分）を受給するためには、7月以降にご案内する【通常申請*】で再度の申請が必要です。

*【通常申請】

(1) 早期給付を受給している場合

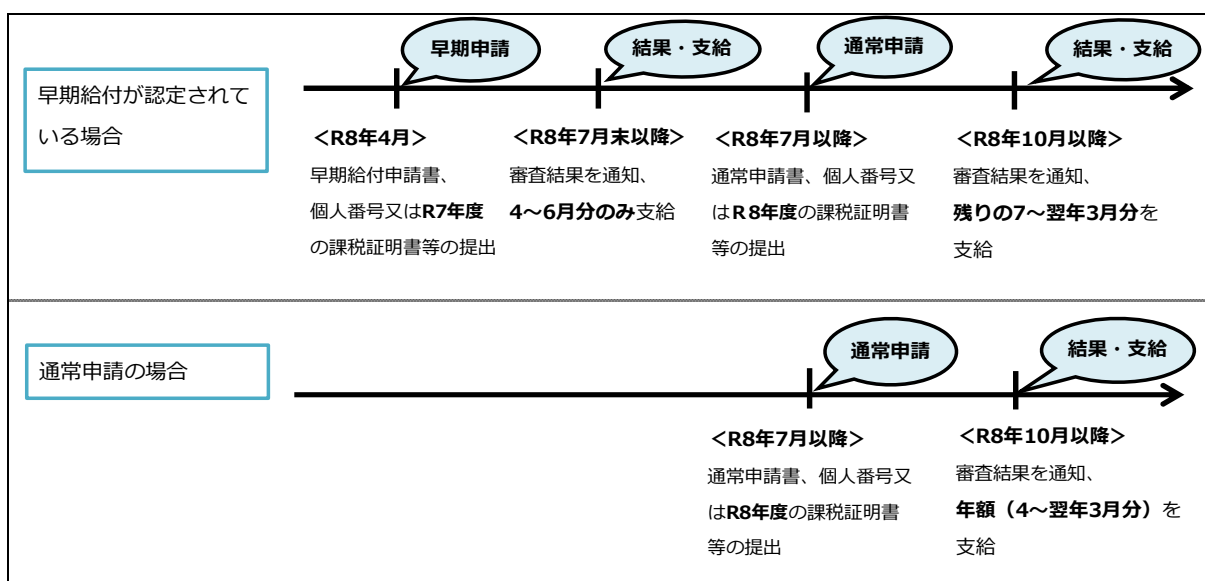
➤ 給付金の年額の3/4（7月～翌年3月分）を給付するものです。

➤ 令和8年度の税額等で受給の可否を再度審査します。

(2) 早期給付を受給していない場合

➤ 給付金の年額を給付するものです。

➤ 令和8年度の税額等で受給の可否を審査します。



7 奨学のための給付金の給付額チェックフロー



【記入例①表面】

全世帯共通

様式第1号（第5条）基準日

(宛先) 埼玉県教育委員会 埼玉県公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書 【早期申請用】 令和 8年 4月 8日

埼玉県教育委員会 学校受付欄

① 該当する申請区分にチェックを必ず入れる。 **全員記入** ①「令和8年4月1日」以降の日付を記入。

生活保護（生業扶助）受給世帯

非課税世帯 (基準日現在、私が生徒本人を扶養していること及び私の世帯は生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。)

家計急変世帯 (基準日現在、私が生徒本人を扶養していること及び私の世帯は生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。)

③保護者等の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。保護者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。 ※この欄は学校が使用します。

② 埼玉県公立高等学校等奨学のための給付金の受給について、申請する場合、保護者情報を記入してください。 **全員記入**

保護者等①	基準日現在申請者住所	〒330 - 9301 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1	
	連絡先	自宅	048-830-6652
保護者等②	フリガナ	ウラワ タロウ	携帯 090-000-0000
	氏名	浦和 太郎	親権者(父・母)・未成年後見人 未成年後見人である里親・主たる生計維持者 高校生等本人・その他()
保護者等③	フリガナ	ウラワ ハナコ	親権者(父・母)・未成年後見人 その他()
	氏名	浦和 花子	

④生徒の氏名・生年月日・在学している学校等を記入。

③ 対象となる高校生等について記入してください。 **全員記入**

フリガナ	ウラワ イチロウ		生徒生年月日	昭和 22年 5月 2日 平成
生徒氏名	浦和 一郎		学校の種類 課程	全日制 定時制 通信制 全日制
在学する学校	名称	埼玉県立〇〇高等学校	学年・組・出席番号	1年 1組 1番
	所在地	埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-14-2	在学期間	令和8年 4月 8日 ~ 年 月 日
過去在籍状況	過去在籍高等学校名	過去在籍期間	過去在籍課程等	左記学校で給付金を受給した回数
過去に高等学校等を卒業・退学・転学等したことがある	ある	〇高校に通っていたことがある場合 →「ある」を選択し、必要事項を記入。	なし	1回 2回 3回 4回 不明
	ない	〇高校に通っていたことがない場合 →「ない」を選択。	なし	1回 2回 3回 4回 不明

④ 次の5点を確認の上、☑を付けてください。 **全員記入**

・この申請内容を確認してチェック違ありません。

・この申請内容を必ず入れる。場合は埼玉県の求めに従いその全額を即時返還します。

私は埼玉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っておりません。

・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。))の支弁対象ではありません。

・高等学校等就学支援金等の申請内容に虚偽があり、その審査結果に変更があった場合は、埼玉県の求めに従い支給金額の全額を即時返還します。

⑤ 高校生等本人の国籍について、次のいずれかに☑をつけてください。 **全員記入**

高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	<input checked="" type="checkbox"/> 日本国籍	⑦生徒本人の国籍について、該当する方にチェックを必ず入れる。
②	<input type="checkbox"/> 日本国籍以外	

高校生等本人が、埼玉県内の県立高校・市立高校以外の高校等に在籍している方について

- ・日本国籍の方は裏面⑦へ(③は記入不要)
- ・日本国籍以外の方は裏面⑥へ

高校生等本人が、埼玉県内の県立高校・市立高校に在籍している方について

- ・生活保護(生業扶助)受給世帯の方は裏面③へ
- ・非課税世帯の方は裏面⑨へ
- ・家計急変世帯の方は裏面⑩へ

【記入例②裏面】

生活保護（生業扶助）世帯の方

⑥で日本国籍以外を選択した場合は、次の①～⑦のいずれかの該当するものに☑をつけ、必要事項を記入してください。

国立高校・県外の高校の方のみ全員記入

埼玉県内の県立・市立高校に在籍している生徒は⑥、⑦の記入は不要です。

①	<input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者	②	<input type="checkbox"/> 永住者
③	<input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等	在留期間（満了日）	（西暦）
④	<input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等		
⑤	<input type="checkbox"/> 定住者		
⑥	<input type="checkbox"/> 家族滞在	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> いいえ（なし）	
		年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 卒業していない	
		所在地	都・道・府・県
		<input type="checkbox"/> 卒業していない	
		所在地	都・道・府・県
		<input type="checkbox"/> はい（あり）	
		<input type="checkbox"/> いいえ（なし）	
		年 月 日	

⑧ ⑥①～⑦のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。
※保護者ではなく、生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等について回答する。
※③～⑦を選択する場合は、在留期間（満了日）・日本国に永住する意思の有無・学校卒業の有無・日本国で就労する意思の有無を記載することとなるので、忘れずに記載してください。

⑦ 高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認書類を以下のとおり提出します。 ※いずれか1つを提出してください。

①	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し（市町村の発行したもの。写し原本。コピー不可。 ※国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。）	③	<input type="checkbox"/> 在留カードの写し（コピー）
②	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書の写し（コピー）		

⑧ ⑥で家族滞在を選択した場合は、ア①～③の書類を提出します。（家族滞在以外（⑥①～⑤、⑦）は不要です。）
⑨ ⑦（1）①～④のうち、提出するもの1つにチェックを入れる。
※住民票を提出する場合は、市役所等から発行されたものをそのまま提出する。コピーした住民票は使用できません。

生活保護世帯の方は⑨へ、非課税世帯の方は⑩へ、家計急変世帯の方は⑩へ

⑨ 生活保護（生業扶助）受給世帯として申請する場合、☑をつけてください。

生活保護（生業扶助）受給世帯

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を申請する。提出書類：様式第6号「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を申請する届出書（高等学校等就学費）を受給していることが証明されている場合は、提出不要。」
※内容を確認してチェックを必ず入れる。

生活保護（生業扶助）受給世帯の方は記入完了

生活保護（生業扶助）受給世帯の方はここまでで記入完了です。これ以降は記入不要です。

⑩ 非課税世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。
次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

非課税世帯

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別、未婚等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合（DV、養育放棄、児童虐待）等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が個人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/> 高校生等本人の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

イ 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

⑥ 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

非課税世帯の方は記入完了

⑩ 家計急変世帯として申請する場合、保護者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。
（保護者全員分必要です。）

家計急変世帯

保護者等①	<input type="checkbox"/> 給与・所得の減少のため	所得等確認書類（必須） ○ 課税証明書等	扶養親族の人数を証明する書類（必要に応じて） + 扶養誓約書	直近の収入を証明する書類（必須） + 給与明細等・事業所得証明書
	<input type="checkbox"/> 離職・破産のため	所得等確認書類（必須） ○ 課税証明書等	扶養親族の人数を証明する書類（必要に応じて） + 扶養誓約書	無職となったことを証明する書類（必須） + 離職票・雇用保険受給資格者証・その他
	<input type="checkbox"/> 死別・離別のため	所得等確認書類（必須） ○ 課税証明書等	扶養親族の人数を証明する書類（必須） + 扶養誓約書	その他（保護者等の死亡や離別等を証明する書類等）（必須） ※ 書類の名前を記入してください。
保護者等②	<input type="checkbox"/> 給与・所得の減少のため	所得等確認書類（必須） ○ 課税証明書等	扶養親族の人数を証明する書類（必要に応じて） + 扶養誓約書	直近の収入を証明する書類（必須） + 給与明細等・事業所得証明書
	<input type="checkbox"/> 離職・破産のため	所得等確認書類（必須） ○ 課税証明書等	扶養親族の人数を証明する書類（必要に応じて） + 扶養誓約書	無職となったことを証明する書類（必須） + 離職票・雇用保険受給資格者証・その他

【記入例③裏面】

非課税世帯の方

⑥ 高校生等本人の国籍・在留資格・在留期間等について、該当するものに☑をつけてください。 **国立高校・県外の高校の方のみ全員記入**

⑥で日本国籍以外を選択した場合は、次の①～⑦のいずれかの該当するものに☑をつけ、必要事項を記入してください。

① <input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者	② <input type="checkbox"/> 永住者
③ <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等	在留期間（満了日）
④ <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等	（西暦）
⑤ <input type="checkbox"/> 定住者	年月日
⑥ <input type="checkbox"/> 家族滞在	年月日
⑦ <input type="checkbox"/> 上記以外の在留資格（	年月日

⑧ ⑥①～⑦のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。
※保護者ではなく、生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等について回答する。
※③～⑦を選択する場合は、在留期間（満了日）・日本国に永住する意思の有無・学校卒業の有無・日本国で就労する意思の有無を記載することとなるので、忘れずに記載してください。

埼玉県内の県立・市立高校に在籍している生徒は⑥、⑦の記入は不要です。

⑦ 高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認書類を以下のとおり提出してください。 **国立高校・県外の高校の方のみ全員記入**

ア 高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認書類を以下のとおり提出します。 ※いずれか1つを提出してください。

① <input checked="" type="checkbox"/> 本国パスポートの写し（市町村の発行したもの。写し原本。コピー不可）	③ <input type="checkbox"/> 在留カードの写し（コピー）
② <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書の写し（コピー）	

イ 上記⑥で⑥家族滞在を選択した場合は、ア①～③の書類を提出します。（家族滞在以外⑥①～⑤、⑦は不要です。）

⑩ ⑥で⑥家族滞在を選択した場合は、ア①～③の書類を提出します。（家族滞在以外⑥①～⑤、⑦は不要です。）

生活保護世帯の方は⑧へ、非課税世帯の方は⑨へ、家計急変世帯の方は⑩へ

~~⑧ 生活保護（生業扶助）受給世帯として申請する場合、☑をつけてください。 **生活保護（生業扶助）受給世帯**~~

~~提出書類 様式第6号 「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」~~

~~生活保護（生業扶助）受給世帯の方は記入完了~~

⑨ 非課税世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。 **非課税世帯**

ア 次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

① <input checked="" type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分	⑩ ⑨①～⑥のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。
② <input type="checkbox"/> 親権者1名分（親権者・離婚、死別、未婚・親権者が存在する（D.V. 養育放棄））	※原則、親権者2名分の書類が必要。
③ <input type="checkbox"/> 未成年後見人（親権者が存在せず※未成年後見人がその者を除く。）	注意 再婚したが、生徒と養子縁組を行っておらず、再婚相手が生徒の親権を持っていない場合は、親権者1名分にチェックすること。
④ <input type="checkbox"/> 高校生等本人の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分	
⑤ <input type="checkbox"/> 高校生等本人	

イ 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

⑥ 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

非課税世帯の方は記入完了

~~⑩ 家計急変世帯として申請する場合、保護者それぞれの家計急変の理由に☑をつけてください。 **家計急変世帯**~~

非課税世帯はこの欄の記入は不要。

保護者等	理由	所得等確認書類（必須）	扶養親族の人数を証明する書類（必要に応じて）	直近の収入を証明する書類（必須）
保護者等①	給与・所得の減少のため	課税証明書等	扶養誓約書	給与明細等 事業所得証明書
	離職・破産のため	課税証明書等	扶養誓約書	無職となったことを証明する書類（必須）
保護者等②	死別・離別のため	課税証明書等	扶養誓約書	その他（保護者等の死亡や離別等を証明する書類等）（必須）
	給与・所得の減少のため	課税証明書等	扶養誓約書	直近の収入を証明する書類（必須）
保護者等③	給与・所得の減少のため	課税証明書等	扶養誓約書	給与明細等 事業所得証明書
	離職・破産のため	課税証明書等	扶養誓約書	無職となったことを証明する書類（必須）

【記入例④裏面】 家計急変世帯の方

⑥ 高校生等本人の国籍・在留資格・在留期間等について、該当するものに☑をつけてください。 **国立高校・県外の高校の方のみ全員記入**

⑤で日本国籍以外を選択した場合は、次の①～⑦のいずれかの該当するものに☑をつけ、必要事項を記入してください。

① <input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者	② <input type="checkbox"/> 永住者
③ <input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等	在留期間（満了日）
④ <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等	（西暦）
⑤ <input type="checkbox"/> 定住者	年 月 日
⑥ <input type="checkbox"/> 家族滞在	年 月 日
⑦ <input type="checkbox"/> 上記以外の在留資格	年 月 日

⑧ ①～⑦のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。
※保護者ではなく、生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等について回答する。
※③～⑦を選択する場合は、在留期間（満了日）・日本国に永住する意思の有無・学校卒業の有無・日本国で就労する意思の有無を記載することとなるので、忘れずに記載してください。

⑨ ⑦（1）①～④のうち、提出するもの1つにチェックを入れる。
※住民票を提出する場合は、市役所等から発行されたものをそのまま提出する。コピーした住民票は使用できません。

埼玉県内の県立・市立高校に在籍している生徒は⑥、⑦の記入は不要です。

⑦ 高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認書類を以下のとおり提出します。 ※いずれか1つを提出してください。 **国立高校・県外の高校の方のみ全員記入**

① <input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し（市町村の発行したもの。写し原本。コピー不可。 ※国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
② <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書の写し（コピー）
③ <input type="checkbox"/> 在留カードの写し（コピー）

⑩ ⑥で家族滞在选择した場合は、ア①～③の書類を提出します。（家族滞在以外⑥①～⑤、⑦）は不要です。）
④ 日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ※小中両方の証明書が必要

生活保護世帯の方は⑧へ、非課税世帯の方は⑨へ、家計急変世帯の方は⑩へ

⑧ 生活保護（生業扶助）受給世帯として申請する場合、☑をつけてください。 **生活保護（生業扶助）受給世帯**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる書類を提出します。

提出書類 様式第6号 「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」
※ 生活保護受給申請書にて基準日現在に生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが証明されている場合はそれでも可。

家計急変世帯はこの欄の記入は不要。 **方は記入完了**

⑨ 非課税世帯として申請する場合、次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。 **非課税世帯**

① <input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
② <input type="checkbox"/> 親権者が存在せず、未成年後見人が存在しない場合	親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者本人の課税証明書等を提出できない場合（DV、養育放棄、児童虐待）等
③ <input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④ <input type="checkbox"/> 高校生等本人の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分	親権者又は未成年後見人が存在しない場合 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤ <input type="checkbox"/> 高校生等本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

イ 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

⑥ 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

非課税世帯の方は記入完了

⑩ 家計急変世帯として申請する場合、保護者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。 **家計急変世帯**
（保護者全員分必要です。）

保護者等	理由	所得等確認書類（必須）	扶養親族の人数を証明する書類（必要に応じて）	直近の収入を証明する書類（必須）
保護者等①	給与・所得の減少のため	課税証明書等	扶養誓約書	給与明細等、事業所得証明書
	離職・破産のため	課税証明書等	扶養誓約書	無職票、雇用保険受給資格者証、その他
	⑩該当する項目にチェックを入れる。	課税証明書等	扶養誓約書	その他（保護者）
保護者等②	給与・所得の減少のため	課税証明書等	扶養誓約書	給与明細等、事業所得証明書
	離職・破産のため	課税証明書等	扶養誓約書	無職となったことを証明する書類（必須）

離職・死別等を理由に申請する方も、収入がある場合は直近の収入を証明する書類を御提出ください。その際課税証明書等も必ず提出してください。

「給与・所得の減少」または「離職・破産」で一方の保護者が元々非課税の場合は、当保護者のチェックは不要ですが、非課税証明書等は必ず提出してください。

個人番号カード

【記入例】
県立・県内の市立・国立高校用
個人番号カード（写）等貼付台紙

申請日現在の住所を記入してください。

等のた
情報又

また、埼玉県立高校に在籍し、授業料等減免申請を行った場合は、埼玉県が行う授業料等減免審査において、提出された個人番号で地方税関係情報を取得することに同意します。

学校名	課程	学科	学年	クラス	番号
埼玉県立埼玉高等学校	全日制 定時制 通信制	普通	1	1	1

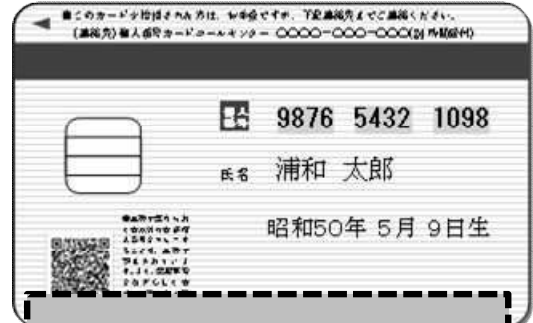
生徒	フリガナ	姓	ウラワ	名	イチロウ	住所	〒 330 - 9301 埼玉 さいたま 浦和区高砂3-15-1
	氏名	浦和		一郎			
	生年月日	昭和 平成	22	年	5		

保護者等 ①	フリガナ	姓	ウラワ	名	ハナコ			
	氏名 (同意者署名)	浦和		花子				
	生年月日	昭和 平成	54	年	6	月	30	日
	生徒との 続柄	親権者(父・母) その他()						
	住所	※R7年1月1日現在、上記生徒住所と異なる場合のみ記入してください 〒 [][] [][][][]						



貼り付けてください。

保護者等 ②	フリガナ	姓	ウラワ	名	タロウ			
	氏名 (同意者署名)	浦和		太郎				
	生年月日	昭和 平成	50	年	5	月	9	日
	生徒との 続柄	親権者(父・母) その他()						
	住所	※R7年1月1日現在、上記生徒住所と異なる場合のみ記入してください 〒 [][] [][][][]						



申請日現在の住所と、令和7年1月1日現在の住所が異なる場合は、こちらに令和7年1月1日現在の住所を記入してください。

注) 個人番号カード、個人番号通知カードの写しが提出できない場
又は住民票記載事項証明書等を本台紙と合わせて提出願います
上記保護者のみが記載された住民票等にしてください(生徒本人

以下、学校記入欄

【生活保護（生業扶助）で提出する方】
「生活保護（生業扶助）を受けている世帯の方で生徒本人の個人番号カード（写）を提出する場合は、保護者等①の欄に生徒本人の情報を記入し、生徒本人の個人番号カード（写）を貼付してください。

※学校コード、生徒コードは埼玉県内の県立、市立高校のみ記入。

【記入例】

令和 8年 4月 8日

扶養誓約書

私が主として下記の者を扶養していることを誓約します。

扶養者住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
ふりがな	うらわ たろう
扶養者氏名	浦和 太郎

ふりがな	うらわ りょうこ
被扶養者氏名	浦和 料子
ふりがな	うらわ しょう
被扶養者氏名	浦和 奨
ふりがな	
被扶養者氏名	

奨学のための給付金(家計急変)参考様式

①給与支払日以降の日付を記入。

令和 8 年 4 月 8 日

給与支払証明書

1 ②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名

浦和 太郎

住所
所在地

埼玉県

さいたま市浦和区高砂3-15-1

2 雇用年月日

③会社が雇用を開始した日を記入。

(令和 3年 4月 1日)

3 直近3か月の給与支払の実績 (給与等の支払いがない月は0円と記入)

※ 通勤手当等の課税されないものを除いて記入してください。

④給与支払の実績を記入。

給 与 支 払 日	①給与支払額	②賞与等	総支給額 (①+②)	備 考
令和 8 年 1 月 21 日	130,000 円	0 円	130,000 円	
令和 8 年 2 月 21 日	20,000 円	0 円	20,000 円	
令和 8 年 3 月 21 日	30,000 円	50,000 円	80,000 円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、
補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

⑤事業主から証明を受けてください。

事業所所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂●-●●-●

電話番号

048 (830) ●●●●

事業所名称

さいたま株式会社

事業主氏名

代表取締役 大宮 花子

奨学のための給付金(家計急変)参考様式

①記入日を書く。

(記入日)
令和8年4月8日

事業所得証明書

②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名	浦和 太郎	住所所在地	埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1
----	--------------	-------	-------------------------

2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況

③直近の収入及び支出の状況を記入。

※ 従業員の給与は、「②仕入・経費」欄に計上すること。(配偶者の専従者給与を含む。)

※ 可能な限り直近1年間の状況を記入すること。(減収後3か月の実績額は必須)

年	月	①収入(売上)	②仕入・経費	所得(①-②)	備考
令和7年	4月	150,000円	90,000円	60,000円	
	5月	0円	80,000円	-80,000円	入院のため休業
	6月	0円	0円	0円	入院のため休業
	7月	280,000円	100,000円	180,000円	
	8月	230,000円	100,000円	130,000円	
	9月	250,000円	130,000円	120,000円	
	10月	170,000円	90,000円	80,000円	
	11月	130,000円	80,000円	50,000円	
	12月	130,000円	90,000円	40,000円	
令和8年	1月	170,000円	90,000円	80,000円	
	2月	160,000円	70,000円	90,000円	
	3月	150,000円	70,000円	80,000円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

④事業主による証明を記入してください。

事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話番号 048 (830) ●●●●

事業所名称 株式会社URAWA

事業主氏名 代表取締役 浦和 太郎

様式第5号（第5条）

申請者全員が必ず提出してください。
 ※ 本様式の提出がない場合は、奨学のための給付金が支給されません。
 ※ 申請後に口座に変更があった場合は、速やかに学校担当者まで申し出てください。

(宛先) 令和 年 月 日
 埼玉県教育委員会

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金振込口座届

申請者(保護者等)氏名 _____
 (支給対象高校生等氏名 _____)
 (支給対象高校生等在籍校名 _____)

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

金融機関名				支店名				
口座番号	普通預金							
口座名義	フリガナ							
	名前							

記入上の注意

- 1 口座名義は、原則申請者（保護者等）本人の名義とすること。
- 2 預金通帳等の写し等、口座番号等の上記内容が確認できるものを下部に添付すること。
- 3 振込口座名義が保護者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要であるため、在学する学校へ連絡してください。

預金通帳等添付欄

※ 通帳見開き部分（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カナ）等が書いているページ）の写しを添付してください。

様式第6号（第5条）

※ 令和8年4月1日現在で生活保護を受給している場合は、お住まいの市町村役場で生業扶助（高等学校等就学費）の受給対象かどうかを確認し、生業扶助の受給対象であれば、この様式又は生活保護受給証明書で生業扶助の受給対象であることの証明を受けてください。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

福祉事務所長

次の世帯が、令和8年4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金の受給手続きのため			
備考			

